重 要 事 項 説 明 書

ホームヘルプ事業玉光苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (大分市指定 第4470100753号)

当事業所はご利用者に対して訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認 定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス の利用は可能です。

◇◆目次◆◇
事業者
事業所の概要
職員の配置状況ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
当事業所が提供するサービス
利用料金
サービス利用に関する留意事項
サービス内容に関する苦情
緊急時の対応
事故発生時の対応
個人情報の利用について

1. 事業者

- (1)法 人 名 社会福祉法人 霊山会
- (2)法 人 所 在 地 大分県大分市大字市 459 番地
- (3)電 話 番 号 097-541-0344
- (4)代表者氏名 理事長 清水千惠美
- (5) 設 立 年 月 日 昭和 42 年 11 月 8 日

2. 事業所の概要

(1)事業所の種類[訪問介護]平成12年4月1日指定4470100753[訪問型サービスA]平成29年9月1日指定4470100753[介護予防訪問介護相当サービス]平成30年4月1日指定4470100753

(2)事業の目的 介護保険法令の趣旨に従って、要介護者においてはご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また要支援者においては、状態の維持もしくは改善を図り、要介護状態となることを予防する様に、支援することを目的として、

訪問介護等のサービスを提供します。

(3) 事業所の名称 ホームヘルプ事業玉光苑

(4) 事業所の所在地 大分県大分市大字市 459 番地

(5)連絡 先 TEL 097-541-1546

FAX 097-574-5963

(6) 事業所管理者 佐藤 嘉洋

(7) 当事業所の運営方針

ご利用者が可能な限り在宅において生活できるよう、要介護者においてはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また要支援者においては、状態の維持もしくは改善を図り、要介護状態となることを予防する様に良質なサービスの提供に努めます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・ 福祉サービスと連携を図ってまいります。

(8) 事業所が行っている他の業務

[居 宅 介 護] 平成 18 年 10 月 1 日指定 4410100665 [重度訪問介護] 平成 18 年 10 月 1 日指定 4410100665 [移 動 支 援] 平成 18 年 10 月 1 日指定 4410100227 [同 行 援 護] 平成 23 年 10 月 1 日指定 4410100665

(9) 通常の事業の実施地域 大分市全域

(10) 営業日及び営業時間

事業所営業日	月	~	土
事業所営業時間	8	: 0 0 ~ 1	7:00
サービス提供日	年	中	無休
サービス提供時間	8	: 00~1	8:00

※通常時間帯以外においても、ご相談に応じます。

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

3. 職員の配置状況

(1)職 員 配 置

当事業所では、ご利用者に対して訪問介護・介護予防訪問相当サービス・訪問型サービスAを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤]	非常勤	指定基	準	職務内容
1. 事業所管理者	1	名		1	名	業務統括
2. サービス提供責任者	2	名	名		名	訪問調整
3. 訪問介護員		名	10 名	2. 5	名	訪問介護

[※]職員の配置ついては、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供するサービス

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA

①身体介護	・サービス準備、記録等	・健康チェック	• 環境整備
	・サービス提供後記録等	•情報収集、提供	• 相談援助
	・排泄介助	・おむつ交換	・食事介助
	• 清拭	・部分浴	・入浴介助
	・洗面等	・身体整容	• 更衣介助
	• 移動、移動介助	・外出介助	• 体位変換
	・起床及び就寝介助	• 服薬介助	
	• 特段の配慮を持って行う調理	- その他必要な身体介護	
②生活援助	・サービス準備、記録等	・健康チェック	• 環境整備
	・サービス提供後記録等	・情報収集、提供	• 相談援助
	薬の受け取り等	・掃除	・洗濯
	・ベッドメイク	・衣類の整理	・被服の補修
	・一般的な調理	• 配膳、下膳	・買い物

その他関係機関への連絡など

5. 利用料金

(1)サービス利用料金

利用料金の負担割合に応じた額

ご利用者からいただく利用者負担金は、介護保険での利用 単価及び市長が定める基準の額に基づいて計算され、原則 として銀行の口座自動引き落としとなります。なお、金額 等の詳細については、別紙をご参照下さい。また、関係法 令の改正やサービス内容等に変更が生じた場合は、負担金 にも変更があります。

- (2) 交 通 費 ご利用者のお住まいから、事業所までの距離が、
 - ①往復概ね20キロメートル未満・・・・・0円(無料)
 - ②往復概ね20キロメートル以上

20キロメートルを超えた1キロメートルにつき20円

(3) キャンセル ご利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに 次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	097 — 541 — 1546

ご利用者の都合で訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス ・訪問型サービスAを中止・変更する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承下さい。キャンセル料は利用者負担分の支払い時に合わせてお支払いいただきます。(ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急のやむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。)

時間	キャンセル料
サービス利用24時間前まで	無料
サービス利用の当日	1,000円

(4) そ の 他 サービスを提供するために使用する、ご利用者宅の水道、 ガス、電気、電話等の費用はご利用者様の負担となります。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ①サービス提供時に、担当のホームへルパーを決定します。 但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームへ ルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームへ ルパーや訪問するホームへルパーが交替する場合は、予め 利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じ ないよう十分に配慮します。
- ②ご利用者から特定のホームヘルパーを指名する事はできませんが、ホームヘルパーについてお気付きの点やご要望がございましたら、苦情相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

(2)ホームヘルパーの禁止行為

※ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者もしくはご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ご利用者もしくはそのご家族からの金銭、又は物品、飲食の授受
- ④ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- (利用者又は第三者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦その他利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及び その他、迷惑行為
- ⑧ホームヘルパーの自家用車への利用者の同乗

(3) サービス提供の拒否

事業所は下記の理由によりサービス利用をお断りする場合がございます。

- ①事業所の職員体制との関係で利用申込みに応じられない場合
- ②地理的理由により、充分なサービス提供に努めることができないと判断される場合
- ③事業所職員に不当に著しい恐怖感を与えた場合
- ④セクシャルハラスメント行為が行われる場合
- ⑤通常提供されるべきサービスの範囲を超え、訪問介護サービス提供以外訪問呼出や 電話対応を頻回に求められることにより、他の利用者へのサービス提供に支障が出 ると判断される場合
- (4)サービスの終了 ご利用者

ご利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終 了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、ご利用料のお支払いや手続き等、サービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

〇相談・苦情受付窓口 [管理者] 佐藤 嘉洋

〇受 付 時 間 毎週月曜日~土曜日 (8:00~17:00)

〇連 絡 先 TEL 097-541-1546 FAX 097-574-5963